

南総総第570号
令和5年8月7日

各区長・自治会長様

南城市長 古謝 景春
(公印省略)

マイナンバー（個人番号）の提出について（依頼）

マイナンバー法の施行にともない、下記の「個人番号関係事務」の際に、マイナンバー（個人番号）の記載が義務付けられております。

つきましては、マイナンバーの記載が法令に定められた義務であることをご承知頂き、必ず提出していただきますよう宜しくお願いします。

記

■利用目的

- ・給与所得の源泉徴収票（給与報告書）の作成
- ・報酬、料金、契約金、及び賞金の支払調書の作成
- ・不動産の使用料等の支払調書の作成
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書の作成
- ・不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書の作成

■提出書類

下記いずれかの番号確認書類（1部）

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）の写し
- ・通知カードの写し
- ・個人番号カードが記載された住民票・住民票記載事項証明書

※番号確認書類については、マイナンバー（個人番号）登録の正確性を確保するため、原則、写し（コピー）を取得いたしますことをご承知おき下さい。

なお、番号確認書類の写し等は、番号法上、厳格に管理することが義務付けられており、総務課にて保管されます。

■提出方法 窓口（手交）又は郵送

■提出期限 令和5年9月5日（火）※9月区長会の開催日
※区長会の会場で提出する場合は写し必須です。（コピー対応はいたしません）

■提出先 総務課 担当 古謝（こじゃ）
〒901-1495 南城市佐敷字新里 1870 番地
電話 098-917-5378